

大和市立地適正化計画

概

要

版



大和市立地適正化計画 概要版

発行日／2017年（平成29年）3月

編集・発行／大和市街づくり計画部 街づくり総務課

大和市下鶴間一丁目1番1号

【電話】046-263-1111

【ホームページ】<http://www.city.yamato.lg.jp>

2017年3月
大和市

大和市は、どこに住んでも暮らしやすいまち



日本は今、少子高齢化の進行を背景に本格的な人口減少時代に入り、地方都市では、駅などを中心とした拠点に、医療・福祉、子育て、商業など生活に必要な機能を集約し、居住地と公共交通で結んだ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向け、これまでとは異なる都市構造への転換が迫られています。

その一方、本市は、小田急江ノ島線、東急田園都市線、相鉄本線が乗り入れ、8つの駅が市域にバランス良く配置され、既にコンパクトな市街地が形成されていることに加え、コミュニティバスの導入によりバス網を充実させたこと、さらに、その沿線には生活に必要な機能が分布し、生活利便性の高い豊かな環境にあることから、全国的な人口減少が進む中であっても当面は人口増加が続き、その後も大幅な人口減少は見込まれない状況にあります。

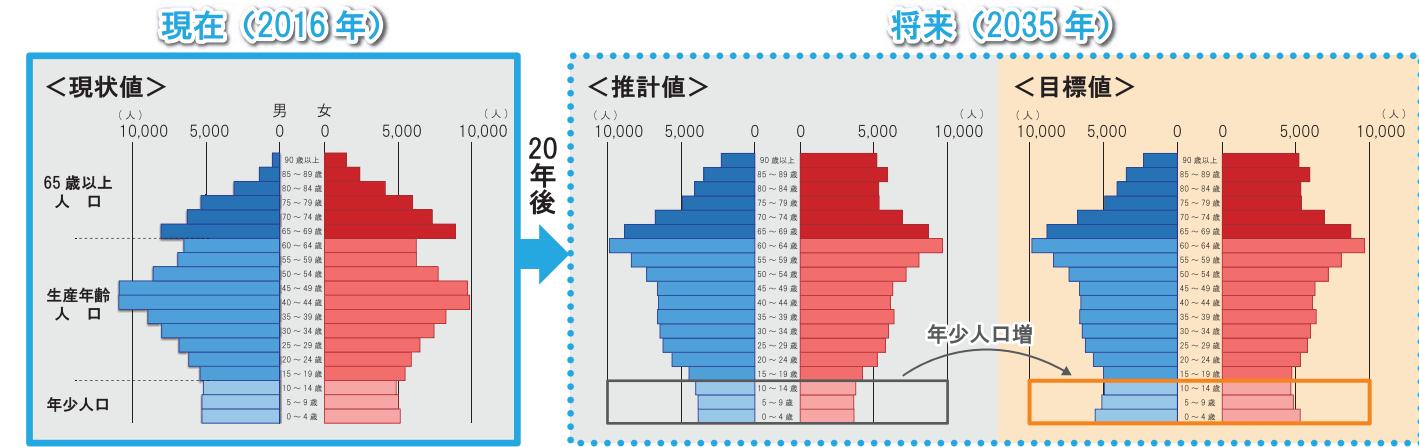
このような生活利便性の高い豊かな環境を維持していくためには、駅を中心とした拠点の強化と、公共交通網の更なる充実を進めていくことが必要です。どの地域にも、子どもからお年寄りまで幅広い世代の方がバランス良く暮らし、活力と元気があふれ、市民の皆様が「生涯住み続けたい」、市外に住む方からも「大和市で暮らしたい」と言っていただけるような、魅力あるまちの実現を目指し『大和市立地適正化計画』を策定しました。

最後に、本計画策定にあたりご尽力賜りました大和市都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました鉄道事業者の皆様、また、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げるとともに、今後のまちづくりへのご協力を重ねてお願い申し上げます。



2017年3月
大和市長 大木 哲

《人口比率のイメージ（大和市全域）》



評価指標⑤：拠点における交流人口の増加

評価指標	現状値 (2016年)	中間目標 (2025年)	目標値 (2035年)
◇「やまと軸」上の各駅 1日 平均乗車人員数	264,541人	265,000人	265,000人

誘導区域外での届出制度について

都市再生特別措置法第88条又は第108条の規定に基づき、居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外において以下の開発行為、建築等行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市へ届け出ることが必要です。

居住誘導区域外で届出対象となるもの

開発行為	建築等行為
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m ² 以上のもの	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
例1) 3戸の開発行為 ⇒ 届出必要 例2) 1,300 m ² 1戸の開発行為 ⇒ 届出必要 例3) 800 m ² 2戸の開発行為 ⇒ 届出不用 	例4) 3戸の建築行為 ⇒ 届出必要 例5) 1戸の建築行為 ⇒ 届出不用

都市機能誘導区域外で届出対象となるもの

開発行為	建築等行為
誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

第7章 計画の達成状況に関する評価

評価指標と数値目標

都市機能誘導、居住誘導を実現するための施策の展開による、立地適正化計画の基本方針の達成状況を分析・評価するため、以下のとおり評価指標と目標値を設定します。

基本方針① 高齢化進行地域の若返りを念頭に置いた人口誘導による地域間人口バランスの確保

評価指標①：北・中・南部の地域間人口バランスの確保

評価指標	現状値 (2016年)	中間目標 (2025年)	目標値 (2035年)
△地区別・年齢別人口（住民基本台帳）に基づく北・中・南部地域の人口比率			
北部地域	47.9% ※人口：112,568人	47.9% (推計値：47.5%) ※推計人口：108,385人	47.9% (推計値：47.9%) ※推計人口：104,457人
中部地域	28.9% ※人口：67,877人	28.9% (推計値：28.9%) ※推計人口：65,934人	28.9% (推計値：29.0%) ※推計人口：63,136人
南部地域	23.2% ※人口：54,636人	23.2% (推計値：23.6%) ※推計人口：53,754人	23.2% (推計値：23.1%) ※推計人口：50,415人

評価指標②：公共交通網の維持・充実

評価指標	現状値 (2016年)	中間目標 (2025年)	目標値 (2035年)
△市街化区域内における公共交通利用圈カバー率	92.0%	92.0%	92.0%

評価指標③：生活サービス施設利用環境の維持・充実

評価指標	現状値 (2016年)	中間目標 (2025年)	目標値 (2035年)
△市街化区域内における生活サービス施設徒歩圏カバー率	96.5%	96.5%	96.5%

基本方針② 子育て世代を中心とした生産年齢人口の定住と呼び込みによる世代間人口バランスの確保

評価指標④：65歳未満人口比率の維持

評価指標	現状値 (2016年)	中間目標 (2025年)	目標値 (2035年)
△総人口に占める0歳から64歳までの人口の比率			
大和市全域	77.0% ※65歳未満人口：181,910人	74.3% (推計値：74.1%) ※推計人口：169,067人	70.5% (推計値：69.7%) ※推計人口：151,897人
(参考) 北部地域	78.9% ※65歳未満人口：88,806人	75.6% (推計値：75.6%) ※推計人口：81,706人	70.5% (推計値：70.1%) ※推計人口：72,875人
(参考) 中部地域	77.4% ※65歳未満人口：52,536人	74.5% (推計値：74.5%) ※推計人口：49,002人	70.5% (推計値：70.5%) ※推計人口：44,281人
(参考) 南部地域	72.4% ※65歳未満人口：39,568人	74.3% (推計値：71.5%) ※推計人口：38,360人	70.5% (推計値：69.2%) ※推計人口：34,740人

第1章 立地適正化計画の概要

背景

近年、全国的に急激な人口減少と少子高齢化が進み、都市づくりのあり方について大きく転換することが求められています。また、人口減少・高齢者の増加という人口動態の変化に加え、大都市、地方都市を問わず、社会資本の老朽化が急速に進行しており、厳しい財政制約の下でその対応もあわせて求められています。

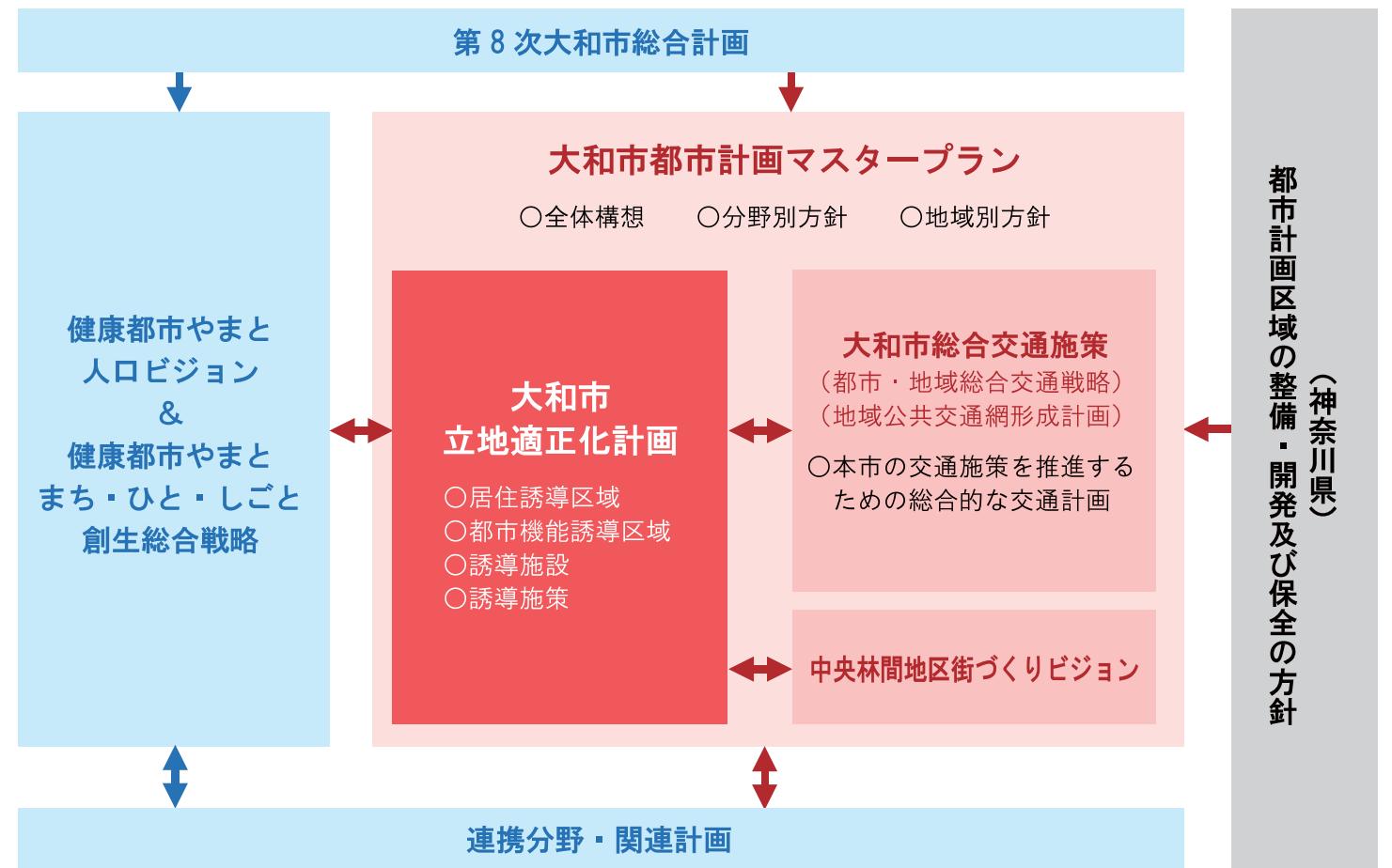
こうした背景から、2014年（平成26年）8月に都市再生特別措置法が施行され、立地適正化計画制度が創設されました。

本市の現状を見ると、公共交通網の充実や鉄道駅周辺における一定の都市機能の集積が図られており、市街地を見渡しても万遍なく生活サービス施設が立地していることから、コンパクトで利便性の高い都市構造が形成されています。高度経済成長期に拡大した市街地には、現在多くの人が住み、当分の間、大幅な人口減少は見込まれないものの、少子高齢化は確実に進行しており、避けては通れない大きな課題となっています。

こうしたことから、本市においても立地適正化計画のもと、少子高齢化の進行を見据えたまちづくりの必要に迫られています。

計画の位置づけ

本計画は、「都市計画マスタープランの高度化版」として、大和市都市計画マスタープランに示される「目標とする空間像」を踏襲しながら、「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」、「誘導施設」を設定し、居住機能や都市機能の誘導等により、将来にわたって利便性の高い都市環境の維持・充実を図ることで「健康な人口」ひいては「健康創造都市 やまと」の実現を目指すものです。



（神奈川県）
都市計画区域の整備・開発及び保全の方針

※立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。（都市再生特別措置法第82条）

※大和市総合交通施策は、2017年度中に「地域公共交通網形成計画」として位置づけられる見込みです。

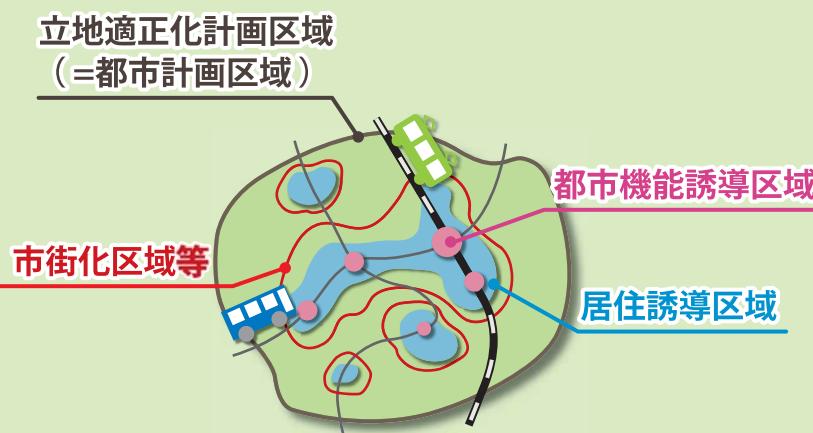
「健康な人口」とは…

本市における理想的な人口。将来にわたり総人口20万人程度を保ち、かつ、地域間及び世代間の人口のバランスがとれた状態。

立地適正化計画とは

立地適正化計画

都市再生特別措置法第81条に基づく計画であり、都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスター プラン。「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」、「誘導施設」を必須事項として設定する。



居住誘導区域

一定エリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導すべき区域。居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定する。



都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導、集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域。

誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき施設を定める。具体的には、病院、保育所、図書館、スーパー・マーケットなど。

誘導施設がない場合には、都市機能誘導区域は設定できない。



居住誘導区域外のエリア

必要に応じて、以下のような区域設定等が可能。

- ◆居住調整地域：住宅地化を抑制するために定める区域（市街化調整区域での指定はできない）
- ◆跡地等管理区域：跡地等の適正な管理（雑草の繁茂等の防止）を必要とする区域及び跡地等の管理に係る指針を定め、協定を締結できる。

※「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット（国土交通省）、立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）より

基本方針② 子育て世代を中心とした生産年齢人口の定住と呼び込みによる世代間人口バランスの確保

②-1 拠点性強化に資する交流施設等の都市機能の充実

概 要：「中央林間地区街づくりビジョン」の方針のもと、「北のまち」に不足する多世代・地域交流の場を創出するため、交流施設や教育文化施設等を整備します。

実施エリア：中央林間駅周辺都市機能誘導区域

«地域交流センター» (旧市営緑野住宅跡地)

市民交流スペース、屋内活動スペース、子ども活動スペース等、多世代や地域の交流を深める場を整備



«図書館、市民課窓口» (東急中央林間ビル)

誰もが気軽に立ち寄ることのできるような図書館を中心に、子育て支援施設や市民課窓口を整備



②-2 子育て世代にとって魅力的な子育て環境の充実

概 要：中央林間駅周辺都市機能誘導区域において子育て支援施設や子どもが遊べる公園などを新たに整備し、子育て環境の充実を図ります。

鉄道沿線の公的不動産等を活用し、子育て支援施設や子どもが遊べる公園の整備等、子育て環境の充実を目指します。

鉄道駅施設内や駅ビル内、駅前広場に面する敷地等に整備する保育施設や、駅周辺に立地する誘導施設等と一緒に整備する保育施設など、「駅チカ保育施設」の充実により、働きながら子育てしやすい環境の創出を目指します。

実施エリア：中央林間駅周辺都市機能誘導区域、都市機能誘導区域

②-3 駅及び駅周辺に設ける子育て機能の立地をいかした 「子育てしやすいまち・子育てしたくなるまち」の発信・PR

概 要：都市機能として新たに駅や駅周辺（鉄道沿線）等に整備する駅チカ保育施設や子育て支援施設等、子育て機能（誘導施設）の立地をいかし、「子育てしやすいまち・子育てしたくなるまち」という本市の魅力を鉄道利用者に発信・PRしていきます。

実施エリア：都市機能誘導区域

②-4 現状の拠点集約型都市機能の維持

概 要：現状の拠点に立地している拠点集約型都市機能を誘導施設に位置づけ、将来にわたり維持していきます。

立地適正化計画の考え方を踏まえて誘導・整備された大和市文化創造拠点の各機能を、将来にわたり維持していきます。

実施エリア：大和駅周辺都市機能誘導区域、都市機能誘導区域



②-5 駅周辺地域の安全性とにぎわいづくりに寄与するゆとりある駅前広場の整備

概 要：中央林間駅周辺都市機能誘導区域において、駅周辺のにぎわいづくりと歩行者の安全確保に寄与するゆとりある歩行空間の創出を図ります。

実施エリア：中央林間駅周辺都市機能誘導区域

②-6 まとまった土地の維持による起業家支援・企業誘致の促進

概 要：市内の貴重なまとまった企業用地について、既存工場等の操業環境の維持を図るとともに、起業家支援・企業誘致の受皿として活用していくことで、地域活力を創出します。

実施エリア：大和市全域

第6章 都市機能誘導、居住誘導を実現するための施策

立地適正化計画の基本方針を実現するため、以下のとおり大和市立地適正化計画における誘導施策を定めます。

基本方針ごとの誘導施策

基本方針① 高齢化進行地域の若返りを念頭に置いた人口誘導による地域間人口バランスの確保

⑪-1 南部地域への若い世代の呼び込み（短期・中期的な取り組み）

概 要：短期・中期的な視点から、本市の中でも早期に高齢化や人口減少が進む予測される南部地域に、子育て世代を中心とした生産年齢人口の定住と呼び込みを促進し、地域の若返りを図ります。

実施工アリ：居住誘導区域

⑪-2 中部・北部地域における地域の人口動向の変化に応じた居住誘導

概 要：長期的な視点から、中部・北部地域においても、地域ごとの人口動向を踏まえた居住誘導を図ります。

実施工アリ：居住誘導区域

⑪-3 現状の公共交通網の維持・充実

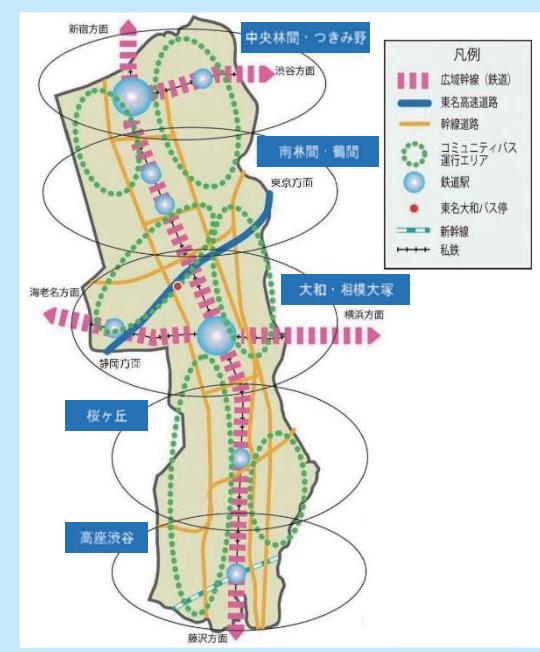
概 要：現在の公共交通利便性の高い環境を将来にわたり維持していくとともに、「大和市総合交通施策」に位置づけられた施策の実施により充実を図ります。

実施工アリ：居住誘導区域

- ◆「大和市総合交通施策」は、本市の交通施策を推進するための総合的な計画であり、第8次大和市総合計画の「まちの健康」における基本目標5「快適な都市空間が整うまち」、大和市都市計画マスタープランの分野別方針「道路と交通」の実現を目指すものです。
- ◆この計画は、国の推進する「都市・地域総合交通戦略」及び「地域公共交通網形成計画」として、また、立地適正化計画における交通分野の施策を担うものとして位置づけています。

《総合交通施策の基本目標》

- 基本目標1 誰もが使いやすい移動サービスの実現**
- 基本目標2 誰もが徒歩と自転車で安全に移動できる環境の実現**
- 基本目標3 誰もが取り組める移動手段転換の推進**



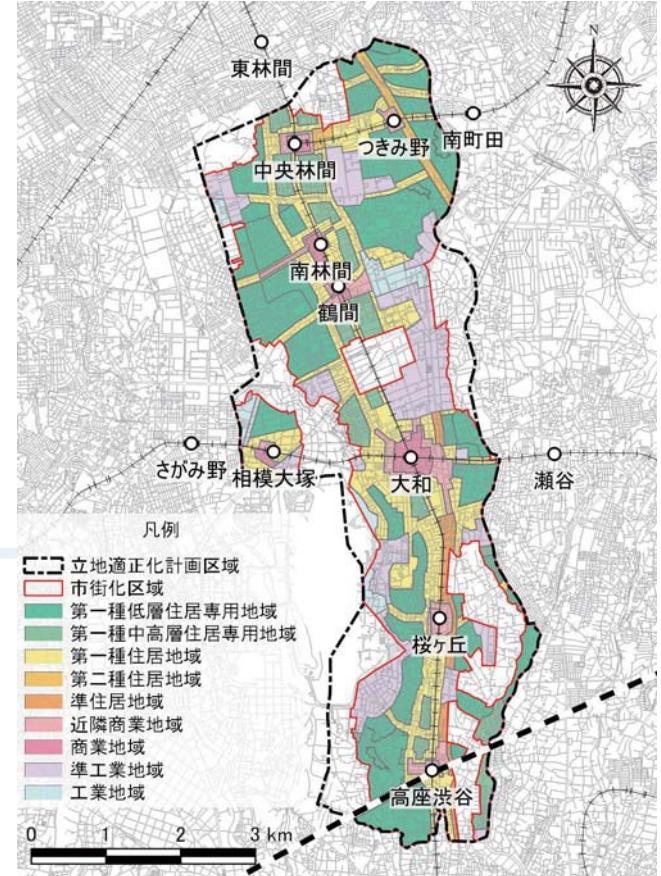
⑪-4 現在の生活サービス施設の維持・充実

概 要：市民の日常生活に密着した生活サービス施設（分散型機能）を維持・充実させることで、市全域を利便性の高い居住地として形成していきます。

実施工アリ：居住誘導区域

計画区域

本計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域（市全域）を対象としますが、**都市機能誘導区域、居住誘導区域**は市街化区域内に設定します。

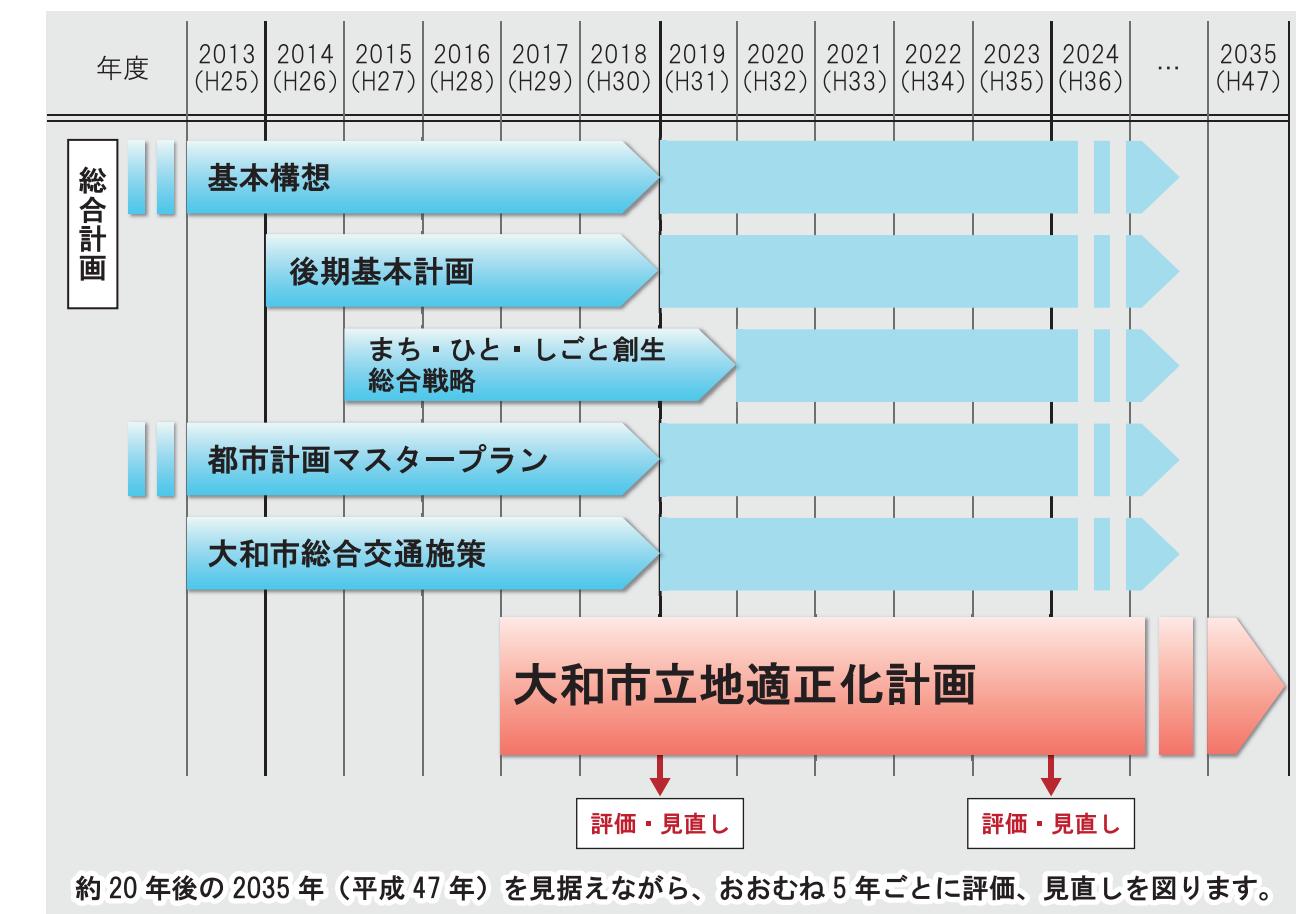


計画期間

本計画の計画期間は、計画策定後から**おおむね 20 年後の 2035 年（平成 47 年）**とします。ただし、本計画に基づく都市機能や居住の適正誘導は短期間で実現するものではないことから、将来の人口見通しについては、目標年次を越えた分析を行います。

計画の見直し

都市計画マスタープランの点検・評価のタイミングに合わせ、**おおむね 5 年ごとに**本計画に位置づけた施策の実施状況について調査、分析及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 大和市の現状と課題

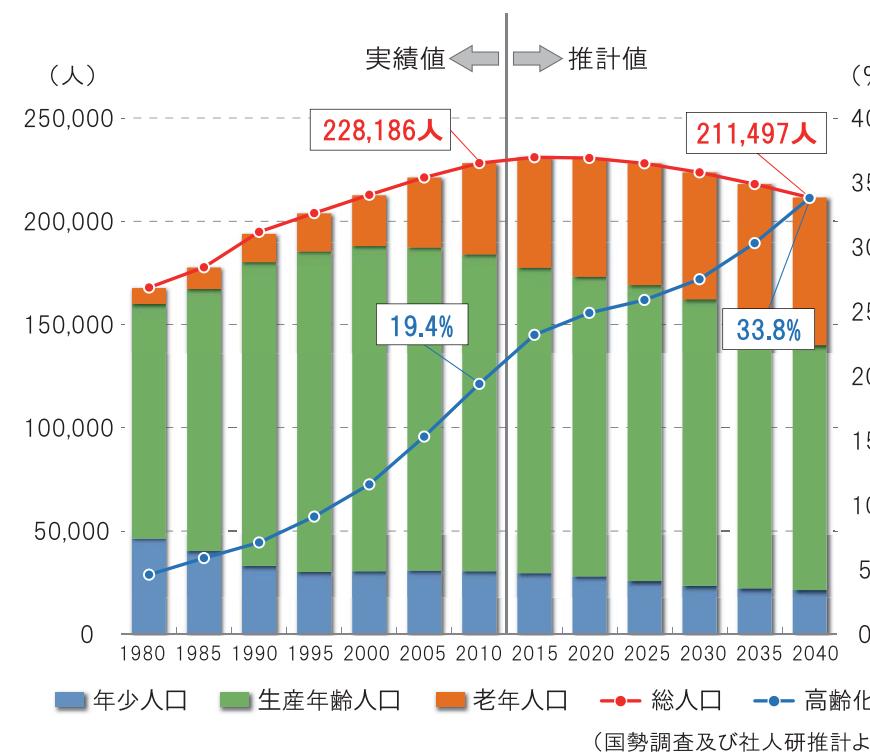
総人口と世代別的人口動向

本市では、1929年（昭和4年）の小田急江ノ島線開通に伴う沿線都市開発、「林間都市計画」に端を発し、古くから住宅都市としての基盤が形成されてきました。東京都心や横浜市中心部からのアクセスの良さを背景に都市化が進み、市制施行から現在に至るまで一貫して人口が増加しています。

人口推移及び推計

◆本市の総人口は、2010年の国勢調査では228,186人、2015年の国勢調査では232,922人となっています。

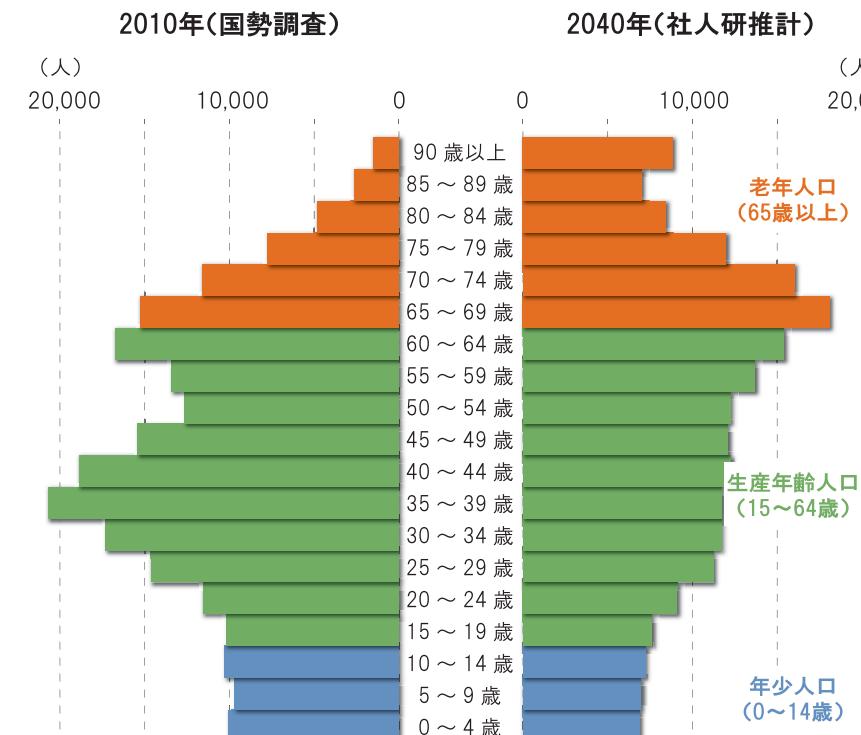
◆国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（2013年3月）によれば、2015年をピークに減少傾向に転ずると見込まれていますが、急激な人口減少とはならず、当分の間、総人口はおおむね維持される見通しです。



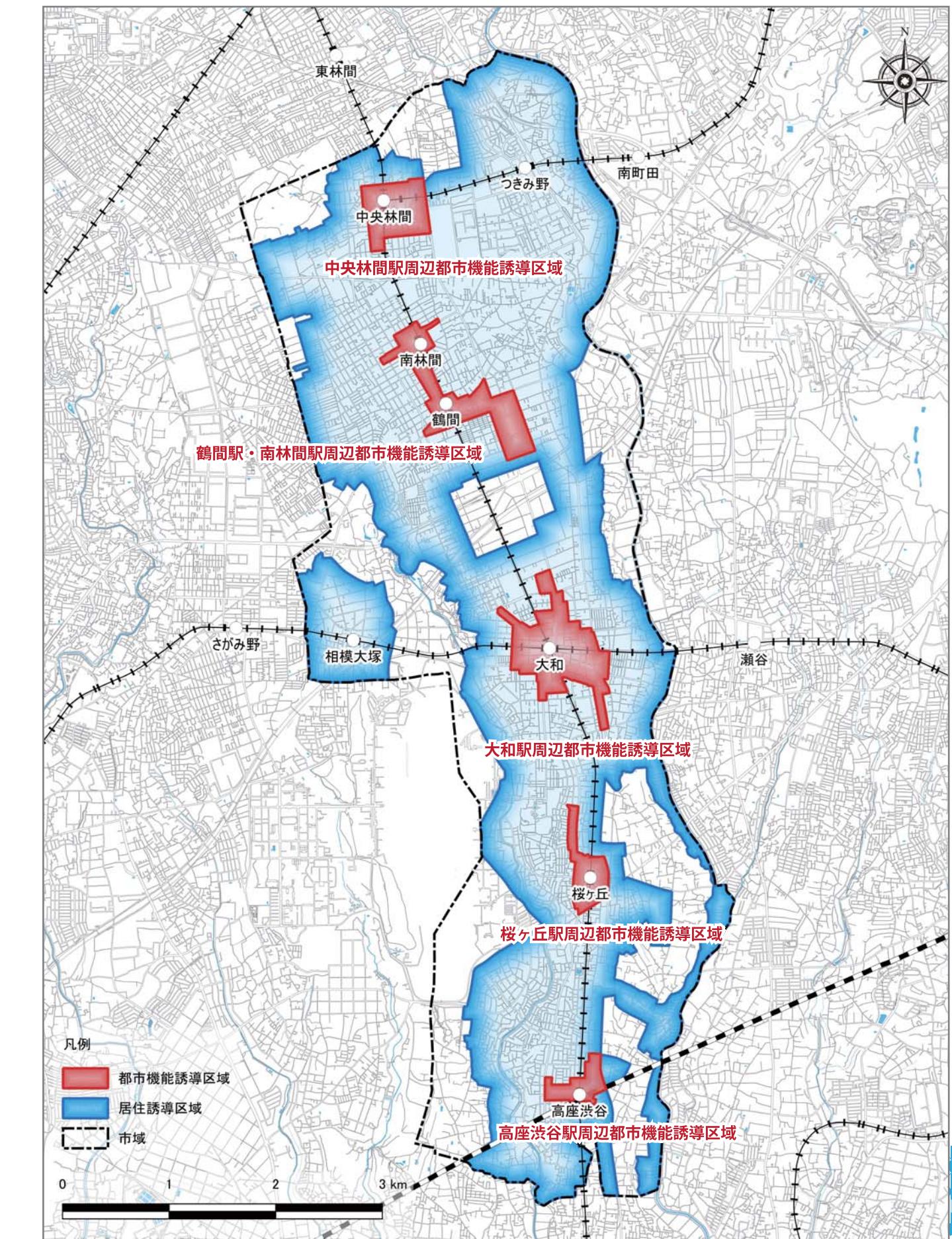
人口ピラミッド

◆世代別に見ると、今後は年少人口及び生産年齢人口の減少と、65歳以上人口の急増が予測され、世代間の人口バランスに偏りが生じることが懸念されます。

◆2016年3月に策定された本市の人口ビジョンでは、「生産年齢人口の減少」、「市民の婚姻率低下」、「30歳代の転出超過」などが指摘されているほか、「健康な人口」として、将来にわたり総人口20万人程度を保ち、かつ、世代間・地域間の人口バランスがとれた状態を目指していくことが示されています。



居住誘導区域と都市機能誘導区域図



※土砂災害警戒区域の指定により居住誘導区域から除外される地域は、図上には図示せず、土砂災害防止法に基づき、神奈川県が指定する区域を記した地図により確認を行うこととします。

第5章 居住誘導区域

居住誘導区域とは、一定の人口密度が維持され、公共交通が利用しやすい環境にあり、日常生活サービス機能やコミュニティが持続的に確保されるよう人口の維持・誘導を図る区域です。

本市における居住誘導区域設定の基本的な考え方

本市では、市街化区域内において、以下のいずれかの条件を満たす地域を対象とします。

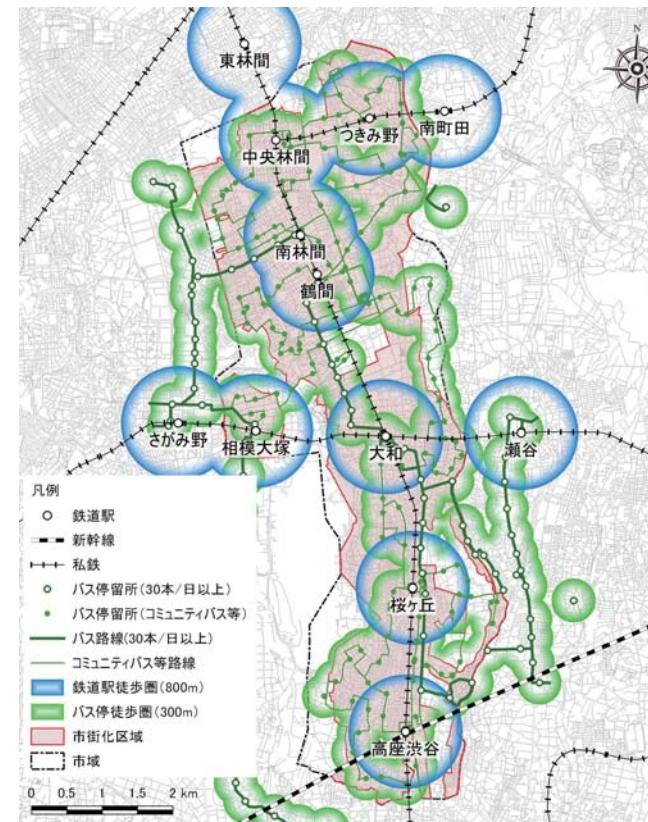
①徒歩と公共交通利用により日常生活を送ることができる地域

- ◆一般的な徒歩圏を考慮し、各駅から半径800m圏の区域。
- ◆各バス停（一定の利便性が確保された運行本数30本/日以上のバス停、及びコミュニティバス等のバス停）から半径300m圏の区域。



- ★市街化区域内において上記条件を満たす区域
: 1,847.0ha
- ★市街化区域内におけるカバー率
: 92.0%^{*}

^{*}市街化区域面積：2,008.0ha



②将来にわたり日常生活サービス機能を容易に利用できる地域

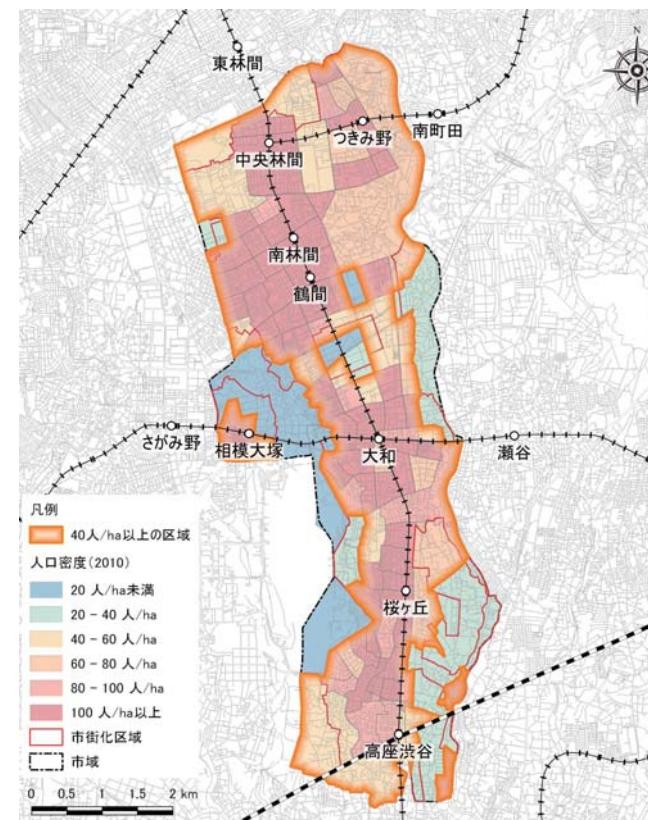
- ◆生活サービス水準の維持・向上を念頭に、将来にわたり現状の人口密度を維持することを基本とし、2010年現在の人口密度が40人/ha^{*}以上の地域。

^{*}生活サービス機能の持続性確保に必要な一定水準の人口密度として、都市計画運用指針における既成市街地の基準である40人/ha以上を採用。



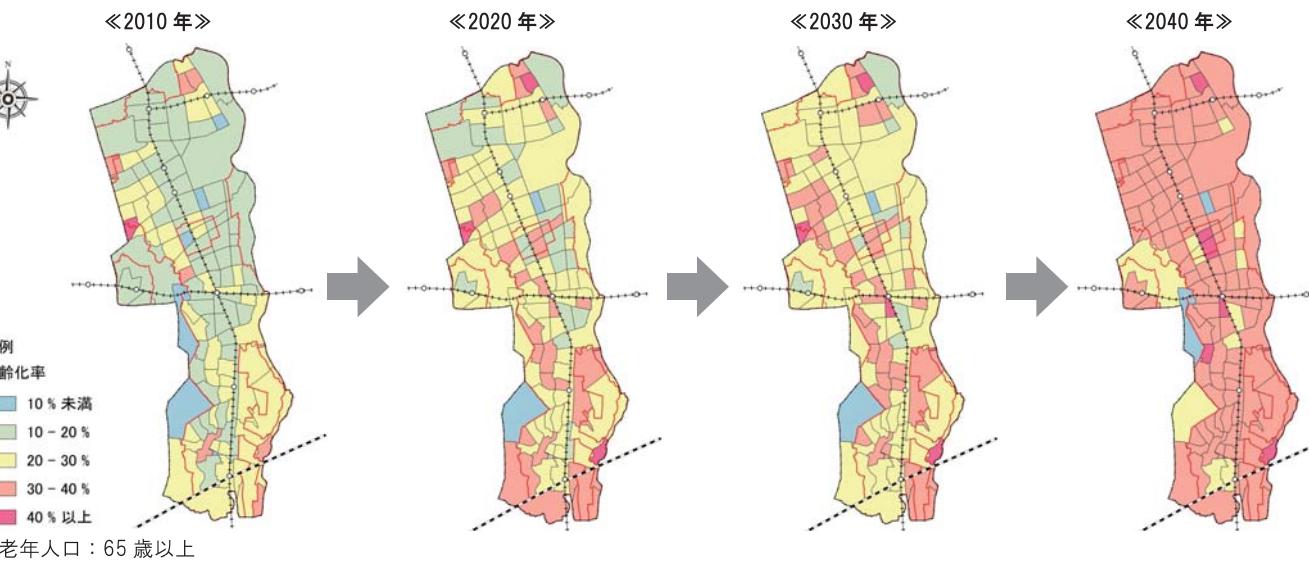
- ★市街化区域内において上記条件を満たす区域
: 1,806.7ha^{*}
- ★市街化区域内におけるカバー率
: 90.0%

^{*}市街化区域内において小地域区分別の人口密度が40人/ha以上となる地域の面積。

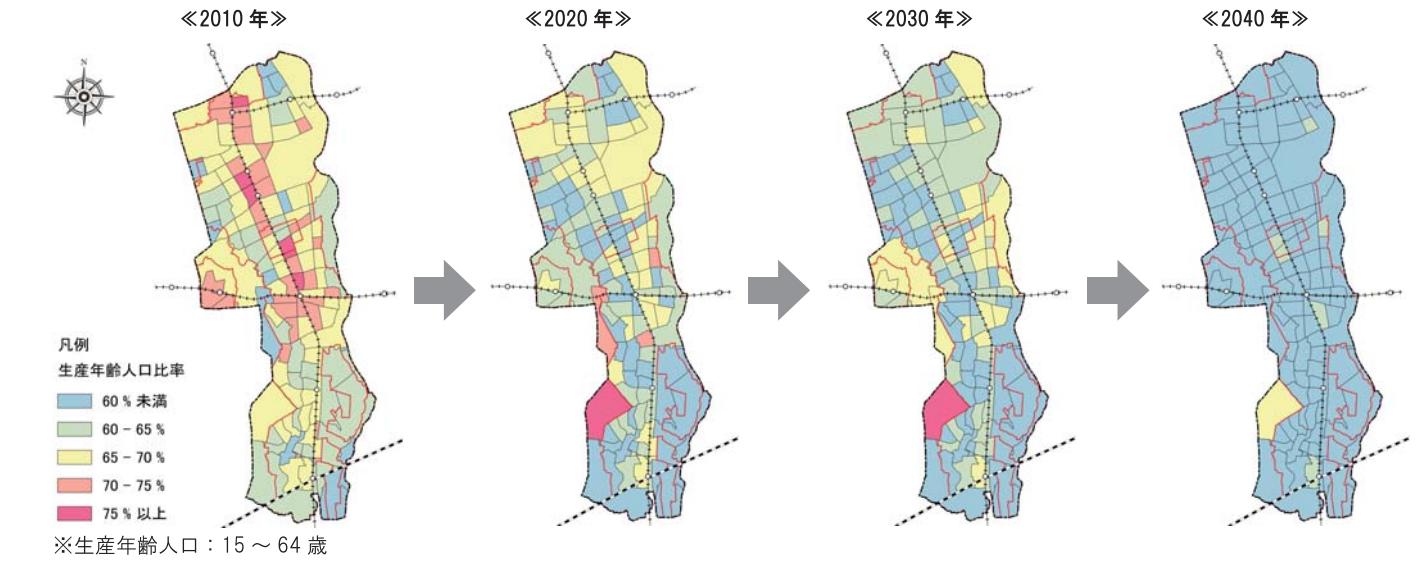


地域別の人口動向

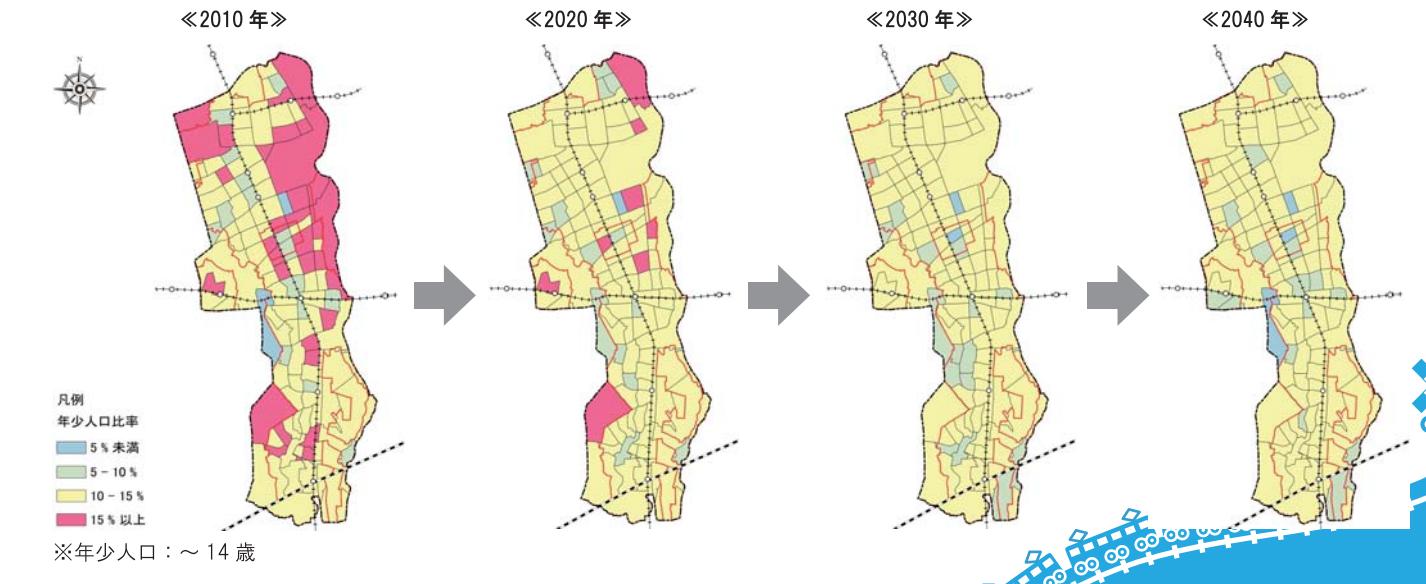
- ◆世代構成バランスの地域差は現在も存在していますが、特に2020年頃に顕著となることが懸念されます。
高齢化率 2010年時点では北部地域に比べ南部地域の高齢化率が高く、高齢化は南部から先に進行し、後を追う形で中部、北部も高齢化していくことが予測されます。



- 生産年齢人口比率** 2010年時点では南部地域よりも北部地域が高くなっています。
2010年時点では南部地域よりも北部地域が高くなっています。小田急江ノ島線沿線地域でより高くなっています。



- 年少人口比率** 2010年時点では南部地域よりも北部地域が高くなっています。
2010年時点では南部地域よりも北部地域が高くなっています。駅周辺よりも横浜市・町田市寄りの市域東側で高くなっています。



公共交通

公共交通の状況

- 本市には、3つの鉄道が乗り入れており、中央林間駅、つきみ野駅、南林間駅、鶴間駅、大和駅、桜ヶ丘駅、高座渋谷駅、相模大塚駅の8駅が配置されています。また、民間路線バスのほか、市のコミュニティバスが運行しています。
- 一方で、人口減少が見込まれる地域では、民間路線バスの路線縮小など公共交通サービス水準の低下が懸念されます。

《市内を走る公共交通》

【鉄道】

小田急江ノ島線／東急田園都市線／相模鉄道本線



【民間路線バス】

神奈川中央交通 / 相鉄バス



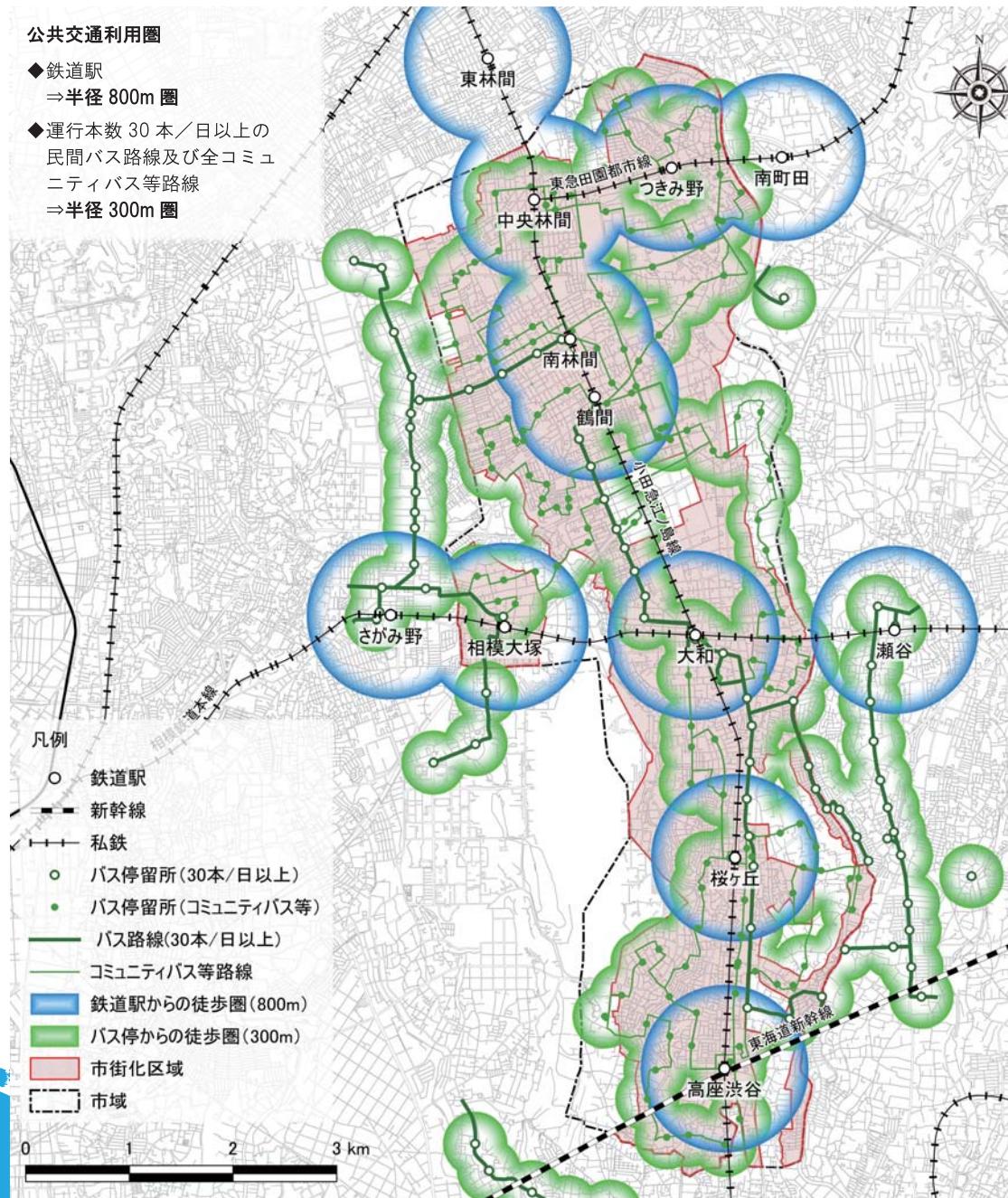
【コミュニティバス等】

のろっと / やまとんGO / のりあい



公共交通利用圏

- 市の大部分が公共交通利用圏にカバーされています。
- 民間路線バスの利用圏外となっている地域を中心に、コミュニティバス等の運行にも注力しており、市域の広範囲で公共交通利便性の高い状況となっています。
- 公共交通利便性の高さは、北部・中部・南部地域でバランスの取れた人口分布の下支えにもなっています。

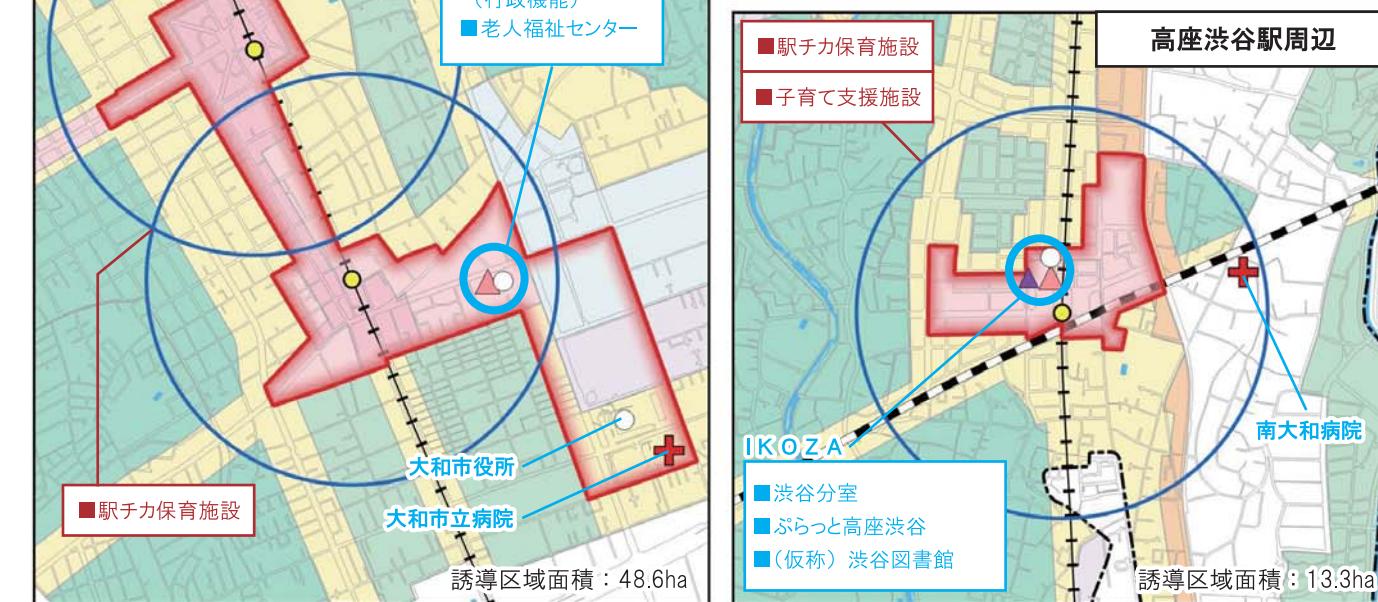
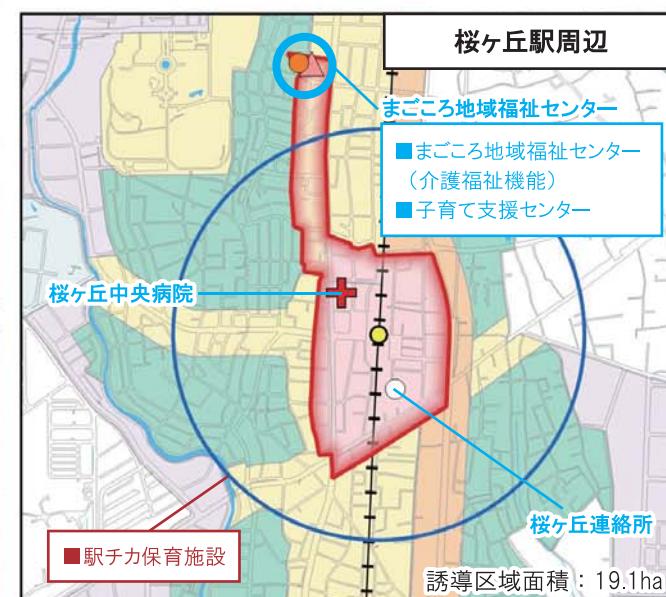
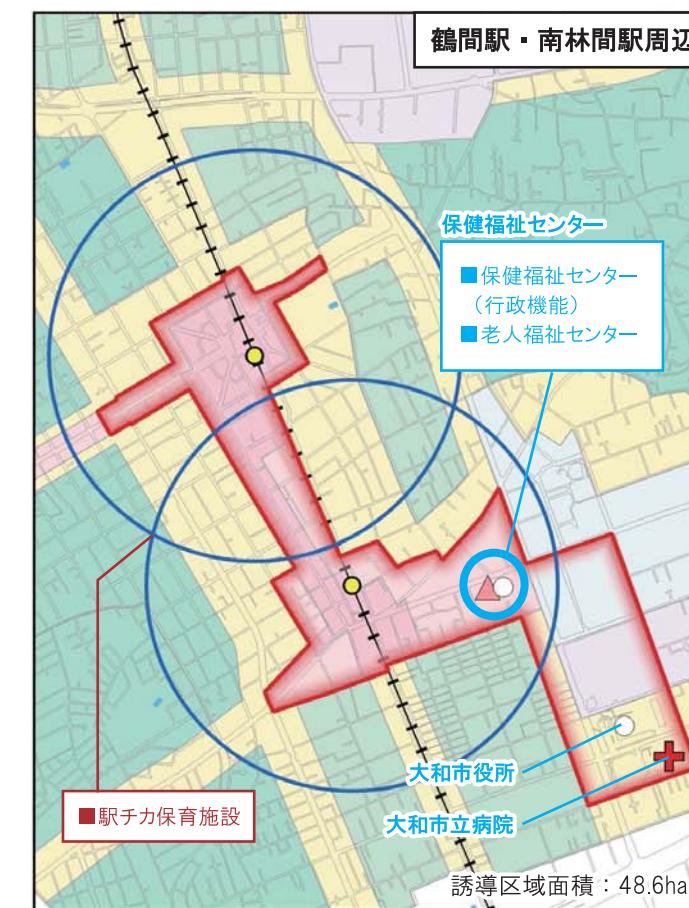


都市機能誘導区域図

《都市機能誘導区域 拡大図》

凡例

- 市役所・分室・連絡所等
- ▲ 文化ホール
- △ 高齢者交流施設
- 子育て支援施設
- 学習センター等
- + 二次救急医療機関



青は既に確保されている機能、朱は立地適正化計画の方針に基づき誘導・整備された機能、赤は新たに誘導・整備する機能

※南大和病院は、市街化調整区域に立地しているため、誘導施設として位置付けることはできません。しかしながら、都市機能誘導区域の基本となる圏域内(駅 500m 圏内)に立地していることから、高座渋谷駅周辺都市機能誘導区域の必要機能(二次救急医療機関)としては確保されているものと見なします。

第4章 都市機能誘導区域と誘導施設

都市機能誘導区域

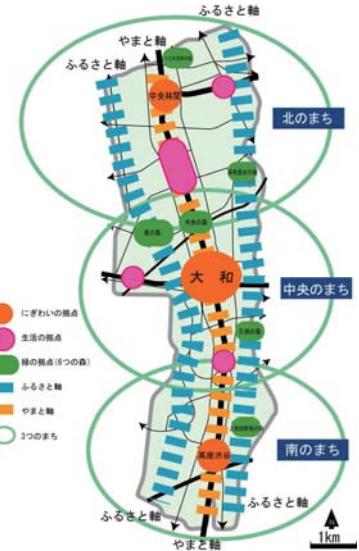
都市機能誘導区域とは、様々な都市機能を鉄道駅周辺など都市の中心拠点等に誘導、集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域をいいます。

本市における都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

①大和市都市計画マスターplanの考え方を踏襲し、「やまと軸」上に位置する鉄道駅（小田急江ノ島線各駅）周辺に都市機能誘導区域を設定します。

- ◆大和市都市計画マスターplanで、様々な都市機能の集積を促進するとされている「やまと軸」（小田急江ノ島線沿線地域）上の中央林間駅、南林間駅、鶴間駅、大和駅、桜ヶ丘駅、高座渋谷駅を中心とした区域に都市機能誘導区域を設定します。
- ◆区域の範囲は、今後の少子高齢社会の到来を見据え、高齢者の歩行圏となる駅から半径500m程度を基本とします。

※つきみ野及び相模大塚駅周辺については、都市機能誘導区域としての設定は行わないものの、都市計画マスターplanで位置付けられている「生活の拠点」として、都市機能の充実を図ります。



②具体的な区域界の設定にあたっては、土地利用の実態・一体性等を考慮し、誘導施設の立地が望まれる範囲に設定します。

誘導施設

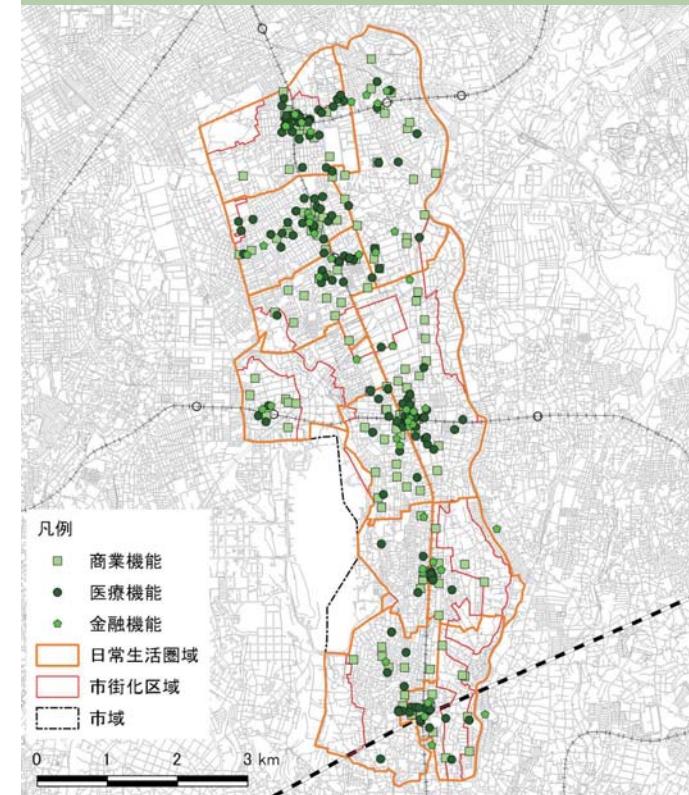
- ◆都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能を設定し、誘導施設として位置づけます。
- ◆都市機能は、「駅周辺等の拠点に集約することが望ましい機能（拠点集約型）」と、「生活中身近な居住地内に適度に分散していることが望ましい機能（分散型）」に区分・整理し、**拠点集約型の機能について、誘導施設として位置づけます。**

区分	拠点集約型		分散型	
	中心拠点・地域拠点	—	行政機能	—
行政機能	市役所・分室・連絡所等	各地区的拠点性強化を見据え、拠点ごとに必要となる機能（拠点集約型機能）を確保。	居住誘導区域（日常生活圏域）	誘導施設に位置づけず、地域包括ケアシステムの日常生活圏域を基本に、市民の日常生活に密着した生活サービス施設（分散型機能）の維持・充実を図る。
介護福祉機能	高齢者交流施設	—	地域包括支援センター／地域密着型サービス 居宅サービス／施設サービス サービス付き高齢者向け住宅／障害者福祉施設	—
子育て機能	子育て支援施設／駅チカ保育施設	—	地域子育て支援拠点／保育所・幼稚園等 放課後児童クラブ／児童館	—
商業機能	—	—	食品スーパー等／商店街等	—
医療機能	二次救急医療機関	—	一般病院／診療所等	—
金融機能	—	—	銀行・信用金庫・JA／郵便局／ATM	—
教育・文化機能	文化ホール／図書館 学習センター（本館）等	—	学習センター（地区館） コミュニティセンター	—

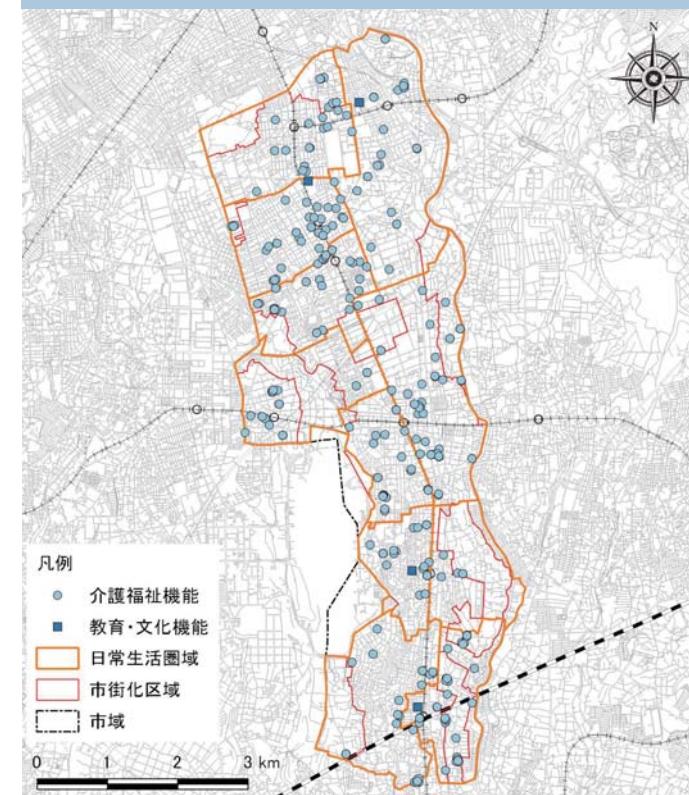
生活サービス施設

- ◆本市は、医療、福祉、商業等の生活サービス施設が充実し、市域の大部分がこれらの施設を徒歩で利用できる環境にあり、生活利便性の高い環境が形成されています。
- ◆子育て世代が多く住む中央林間駅周辺では、大和駅周辺や高座渋谷駅周辺に比べ、市民の交流を生み出す機能や教育文化機能等が不足しています。
- ◆今後も、地域包括ケアシステムの11の日常生活圏域を基本に、市民の日常生活に密着した生活サービス施設の維持・充実を図っていくことが必要です。

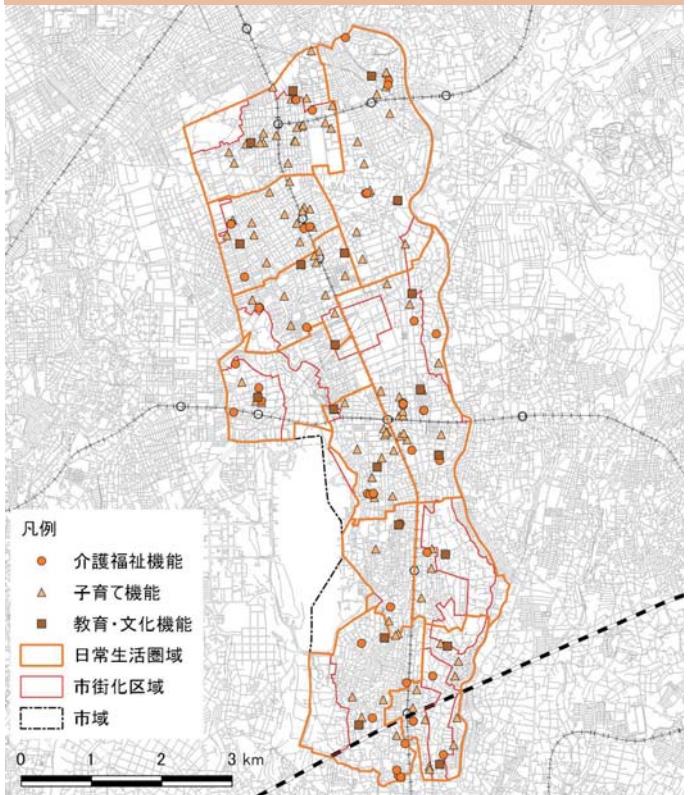
A: 徒歩圏を基本に立地していることが望まれる機能



C: 市域に分散して立地し広域にサービスを提供する機能



B: 日常生活圏域を基本に立地していることが望まれる機能



C: 大和市域

- ◆介護福祉施設（居宅サービス・施設サービス・サービス付き高齢者向け住宅）
- ◆障害者福祉施設
- ◆学習センター（地区館）



B: 日常生活圏域（11圏域）

- ◆地域包括支援センター
- ◆地域密着型介護サービス
- ◆地域子育て支援拠点
- ◆保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設
- ◆放課後児童クラブ
- ◆児童館
- ◆コミュニティセンター



A: 徒歩圏

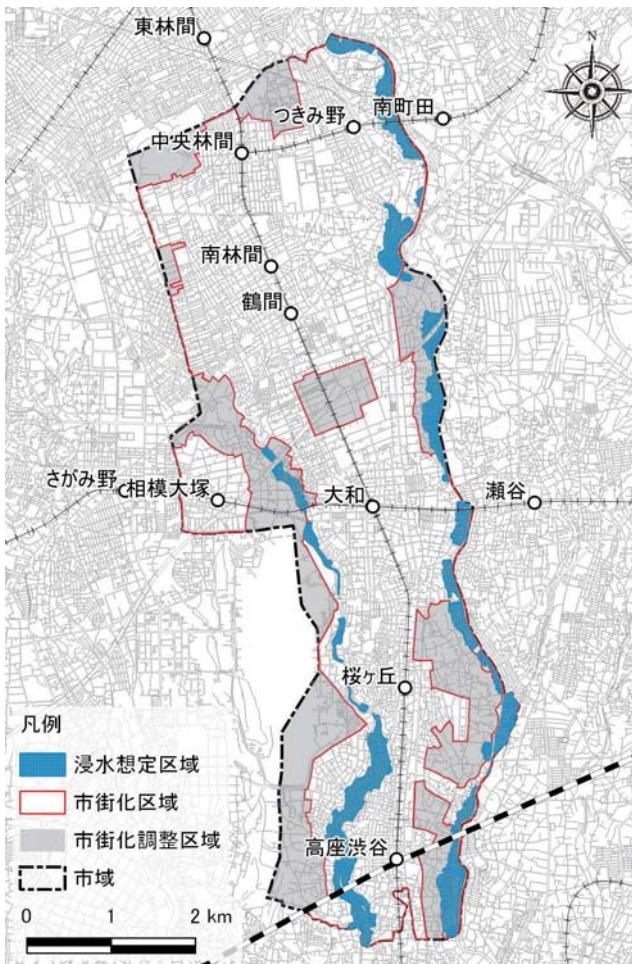
- ◆食品スーパー・コンビニ、商店街等
- ◆一般病院、診療所等
- ◆銀行・信用金庫・JA、郵便局、ATM



災害等に対する安全性

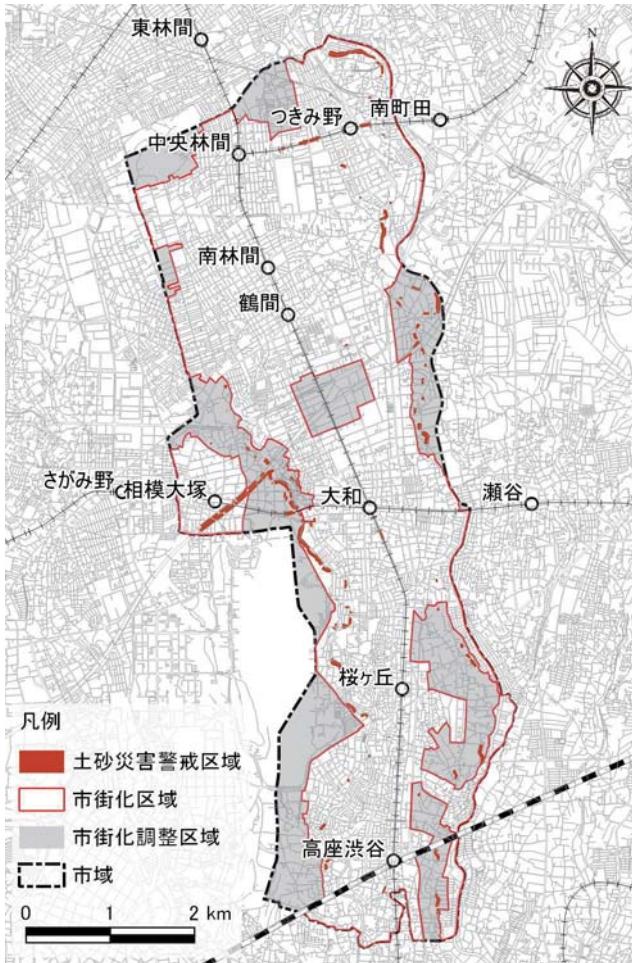
浸水想定区域

- ◆本市には大規模な河川は存在せず、水害に対する安全性は比較的高い状況にありますですが、境川や引地川の沿川地域には浸水想定区域が存在しています。
- ◆境川及び引地川は特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」に指定されており、引地川については、総合的な浸水被害対策に取り組むための「流域水害対策計画」が策定され、今後、境川についても策定される見込みです。
- ◆そのため、「流域水害対策計画」に基づく総合的な浸水被害対策により、浸水想定区域における安全・安心な居住地形成を図る必要があります。



土砂災害警戒区域

- ◆本市は平坦な地形が多くなっていますが、河川の沿川地域等の急傾斜地が土砂災害警戒区域に指定されています。
- ◆そのため、居住誘導区域の検討に当たっては、土砂災害警戒区域を考慮する必要があります。



第3章 立地適正化計画の基本方針

大和市の現状と課題、都市づくりの方向性を踏まえ、大和市立地適正化計画の目標及び基本方針を以下に示します。

大和市立地適正化計画の目標

都市の主人公である「人（市民）」、人々の暮らしと活動を支える場としての「まち」、そして、人と人とのつながりのあるコミュニティとしての「社会」が、互いにかかわりあい、高齢化や年少人口及び生産年齢人口の減少が進行するなかでも「健康な人口」と、健やかで康らかな生活をもたらす「健康創造都市 やまと」の実現を目指す。

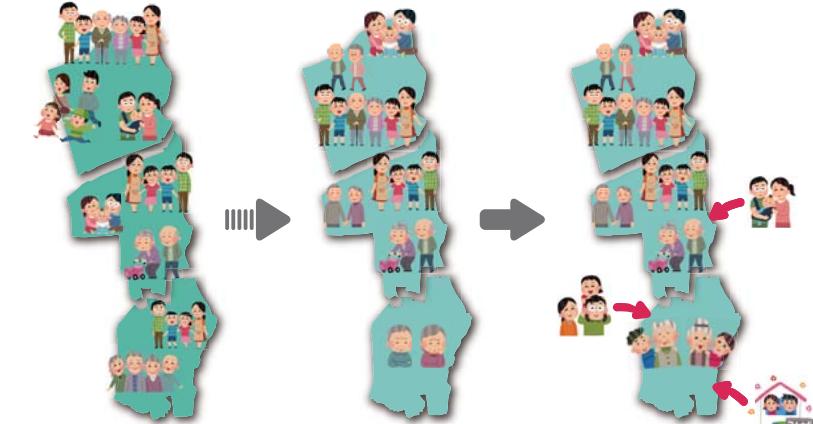
※「健康な人口」：本市における理想的な人口。将来にわたり総人口 20 万人程度を保ち、かつ、地域間及び世代間の人口のバランスがとれた状態。

大和市立地適正化計画の基本方針

基本方針①

高齢化進行地域の若返りを念頭に置いた人口誘導による地域間人口バランスの確保

- ◆北部、中部、南部と地域毎の高齢化率・年少人口比率等の動向に応じた人口誘導を図ると同時に、これらと密接に関係し、その下支えとなっている公共交通網（路線バス、コミュニティバス等）や、日常生活に必要となる生活サービス施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）が充実した、現在の利便性の高い環境を維持していくことで地域間人口バランスのとれたまちの実現を目指します。



基本方針②

子育て世代を中心とした生産年齢人口の定住と呼び込みによる世代間人口バランスの確保

- ◆今後の少子高齢化の進行を踏まえると、地域間の人口バランスだけでなく人口の年齢構成バランスの確保も重要となります。子育て世代を中心とした生産年齢人口の定住志向を高めつつ、市外からの転入を呼び込むことで世代間の人口バランスのとれたまちの実現を目指します。

